

衛星業務委員会の運営及びWGの設置（案）

平成 20 年 3 月 7 日
 情報通信審議会情報通信技術分科会
 ITU-R 部会衛星業務委員会事務局

本委員会は、「ITU-R 部会における委員会の設置」（ITU-R 部会決定第 2 号・別紙）に基づき運営するほか、同決定により与えられた調査事項を分割して調査するため、次のワーキンググループ（WG）を設置する。

1 WG の名称及び所掌

名 称	所掌する作業部会
衛星業務 WG	ITU-R SG4 WP4A ITU-R SG4 WP4B
移動衛星 WG	ITU-R SG4 WP4C

2 WG の調査事項

各 WG は、その所掌において次の事項について専門的な調査を行う。

- (1) その所掌する ITU-R 作業部会及びこれに準ずる会合に提出される外国寄書、勧告案及び研究課題案に対する評価、対処方針等に関すること
- (2) その所掌する ITU-R 作業部会及びこれに準ずる会合に、日本から提出する寄書、勧告案及び研究課題案に関すること

3 WG の構成

- (1) WG の主任は、委員会に所属する委員、臨時委員及び専門委員のうちから委員会の主査が指名する。
- (2) WG の構成員は各 WG の主任が指名する。
- (3) WG に、主任代理を置くことができる。
- (4) 主任代理は、各 WG の構成員から主任が指名する。
- (5) 主任に事故があるときは、主任代理がその職務を代理する。

4 その他

- (1) 主任は、特に緊急の必要があると認めるときは、文書による審議を行うことを通知し、会議を行うことができる。
- (2) 主任は調査を行うに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席、説明又は文書等資料の提出を求めることができる。
- (3) WG の議事については、次の委員会に報告するものとする。ただし、上記 2(1)に掲げる調査事項については、WG の調査結果をもって委員会の調査結果とする。
- (4) その他 WG の運営に関し必要な事項は、主任が定める。

ITU-R部会における委員会の設置

平成13年1月26日
情報通信審議会情報通信技術分科会
ITU-R部会決定第1号
改正
平成20年1月7日
情報通信審議会情報通信技術分科会
ITU-R部会決定第2号

本部会は、「国際電気通信連合無線通信総会への対処について」(情報通信審議会に引き継がれた電気通信技術審議会諮問第1号)に関する事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

1 名称及び所掌

別表のとおり

2 調査事項

各委員会は、その所掌において、次の事項を調査する。

- (1) 国際電気通信連合(ITU)無線通信総会に提出される寄書、勧告案に対する評価及びITU無線通信部門(ITU-R)の研究課題の望ましい作業計画に関すること
- (2) その所掌する会合(これに準ずる会合を含む。)に提出される寄書、勧告案及び研究課題案に対する評価、対処方針等に関すること

3 構成

- (1) 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- (2) 委員会の主査は、当該委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員のうちから部会長が指名する。
- (3) 委員会に、主査代理を置くことができる。
- (4) 主査代理は、当該委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員のうちから主査が指名する。
- (5) 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。
- (6) 主査は、委員会が調査する事項について特に専門的な調査を行う必要があると認めるときは、ワーキンググループを置くことができる。

4 その他

- (1) 主査は、特に緊急の必要があると認めるときは、文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。なお、この会議を行った場合は、主査が召集する次の会議に報告しなければならない。
- (2) 主査は、調査を行うに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席、説明又は文書等資料の提出を求めることができる。
- (3) 委員会の議事については、次の部会に報告するものとする。
- (4) その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が定める。

別表

名 称	所 掌
スペクトラム管理委員会	ITU-R 第1研究委員会(SG1)
電波伝搬委員会	ITU-R 第3研究委員会(SG3)
衛星業務委員会	ITU-R 第4研究委員会(SG4)
地上業務委員会	ITU-R 第5研究委員会(SG5)
放送業務委員会	ITU-R 第6研究委員会(SG6)
科学業務委員会	ITU-R 第7研究委員会(SG7)
作業計画委員会	ITU-R 無線通信アドバイザリグループ(RAG)